

平成30年4月18日

保護者各位

岡山県立和気閑谷高等学校
校長 香山 真一

携帯電話番号・メールアドレスの取扱い及び教職員の自動車への生徒同乗について

陽春の候、皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろは本校の教育につきまして御支援御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、新しい年度を迎えるにあたり、携帯電話番号・メールアドレスの取扱いと教職員の自動車への生徒同乗についてお知らせいたします。

このことについて、本校では、県教委の指導のもと、次のように取り決めて運用しておりますことを御理解いただき、同意書の記入等、保護者の皆様の御協力をお願いする場合もございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このルールから逸脱する状況、また、御不審な状況などがあれば、遠慮なく管理職に御連絡をお願いいたします。

1 携帯電話番号・メールアドレスの取扱いについて

- (1) 原則として、教職員が生徒・保護者と個別に携帯電話番号・メールアドレスの交換、メールのやりとりをしない。
- (2) 原則として、生徒の携帯電話には発信しない。
- (3) 原則として、保護者の携帯電話に連絡する必要がある場合には学校の電話から発信する。
- (4) 学校行事や部活動等で緊急連絡に備えるなど特別な事情がある場合は、管理職と相談し、保護者の同意書をいただいたうえで、班別研修の班長や部活動のキャプテンなど必要最小限の番号・アドレスを登録し、必要が生じたら通信する。その行事などが終わったら破棄する。
- (5) 必要な場合は、同意書を取り、「携帯電話番号・メールアドレスの取得若しくは交換承認申請書」を提出する。

2 教職員の自動車への生徒同乗について

- (1) 校外での行事や部活動等の対外試合などへ参加する生徒は、原則として公共交通機関や貸切りバス・タクシー等を利用し、担任・顧問等の自家用車に同乗させない。
- (2) 交通機関等の利用が困難であるなどやむを得ない場合は、学年主任・課長および教頭と相談し、保護者の同意書をいただいたうえで同乗させる。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

なお、生徒を同乗させる条件として、対人賠償無制限、対物賠償1,000万円以上、搭乗者1,000万円以上の保険加入が必要である。

- (3) 必要な場合は、同意書を取り、「自家用車生徒等同乗使用承認申請書」を提出する。

